

むつ都市計画特定用途制限地域が指定されました

2016年4月1日

むつ市では、新たなインフラ整備の発生などを防ぎ、まちの適正な維持管理を進めるため、新たな市街地の拡大を抑制することとしました。

この度、市街地拡大の一因や既存インフラに影響を与える大規模店舗の立地制限を行い、また今ある住環境の保全を図るため、都市計画となる“特定用途制限地域”を2016年4月1日から指定することとしました。

この特定用途制限地域によって、むつ都市計画区域内の用途地域が指定されている箇所を除いた下記の4つの地区ごとに特定の建築物等の立地が制限されることとなりました。

制限の概要

1. 居住環境保全地区(開発行為許可時の住宅地の環境を維持、まとまった住宅地)
 - 制限内容
 - ① 床面積が150㎡を超える店舗・飲食店、事務所
 - ② カラオケボックス
 - ③ ボーリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場・バッティング練習場等
 - ④ 麻雀屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所等、キャバレー等
 - ⑤ 倉庫業倉庫
 - ⑥ 床面積が15㎡を超える畜舎
 - ⑦ 工場(50㎡未満の原動機出力合計0.75kw以下のパン屋・米屋等を除く)
2. 自然環境共生地区(自然環境を保全し、市街地の拡大を行わない地区)
 - 制限内容
 - ① 床面積が500㎡を超える店舗・飲食店
 - ② 居住環境保全地区③、④に掲げるもの
3. 産業業務地区(建物用途が混在している現況を勘案、一定の店舗立地を制限)
 - 制限内容
 - ① 床面積が1,500㎡を超える店舗・飲食店
 - ② 居住環境保全地区③、④に掲げるもの
4. 幹線道路沿道地区(幹線道路沿道としての土地利用を許容しつつ、大規模店舗の立地を制限)
 - 制限内容
 - ① 床面積が3,000㎡を超える店舗・飲食店
 - ② 居住環境保全地区③、④に掲げるもの

それぞれの地区において条件に該当するものは、建築等の行為が制限されます。
建ぺい率・容積率ともに変更はありません(建ぺい率:70%、容積率200%)。

裏面に続く 

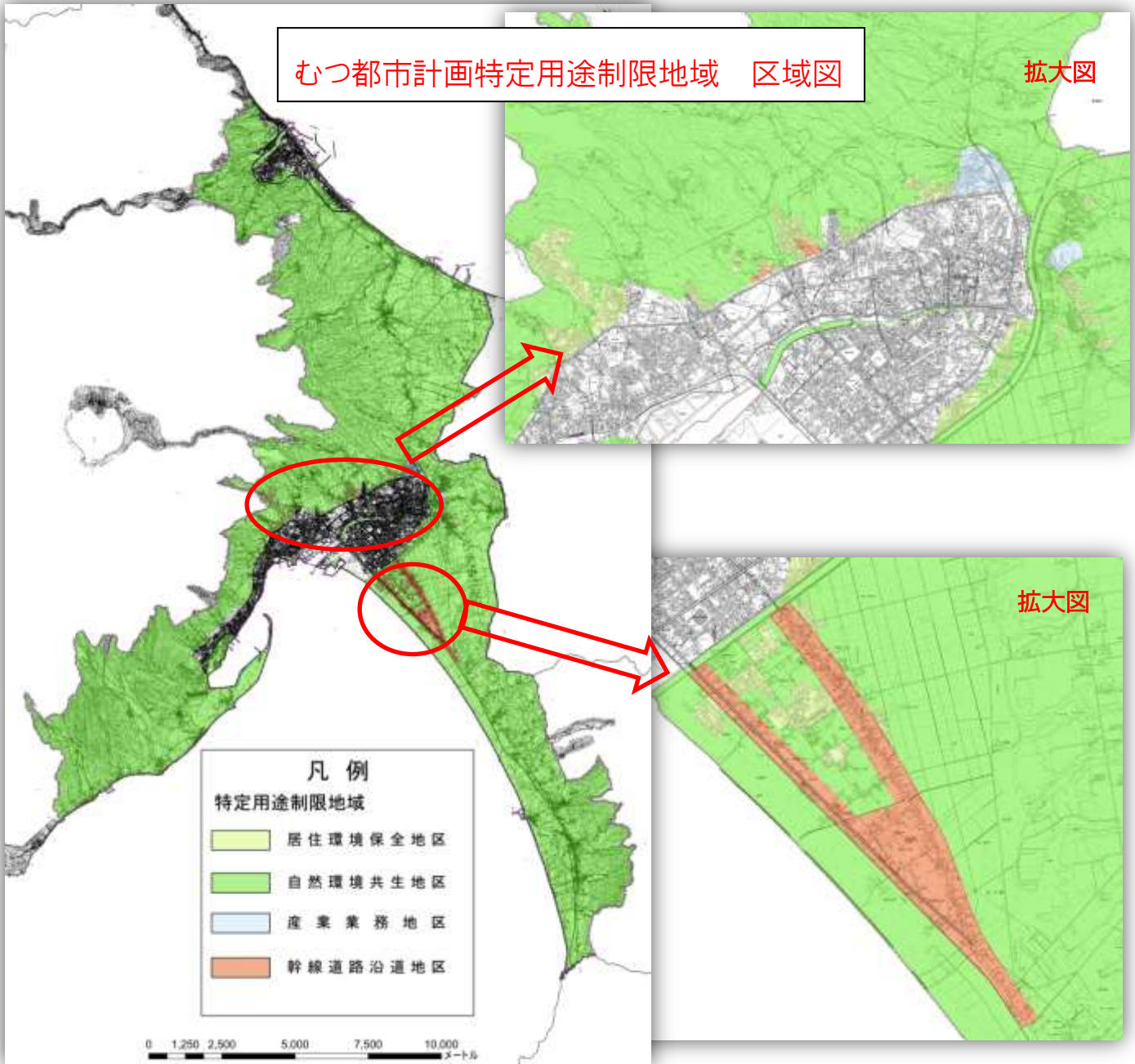
○制限された建築物等を立地するには…
次のいずれかの方法があります。

1. 特例許可の申請

- 開発をしようとする地域の良好な環境を害するおそれがないと認められ、又は公益上やむを得ないと認められる場合、特例の許可がされます。

2. 都市計画提案制度による都市計画の決定又は変更

- むつ都市計画区域のうち、マスタープランを除くむつ市が定める都市計画の決定又は変更について提案することができる制度です。提案が採用され都市計画審議会で同意されると、特定用途制限地域の制限内容を変更することができます。



お問合せ先

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市建設部都市政策課

電話 0175-22-1111

詳しくはむつ市公式ホームページをご覧ください。

[むつ市 特定用途制限地域](#)

